

石和温泉病院デイサービスいさわ運営推進会議運営要綱

（目的）

第1条 石和温泉病院（以下「事業者」という。）は、「甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第129条で準用する第60条の17及び「石和温泉病院デイサービスいさわ（地域密着型通所介護）運営規定」に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また、「石和温泉病院デイサービスいさわ」（以下「事業所」という。）が提供するサービスを明らかにすることにより、サービスの質に確保・向上を図ることを目的として設置する「石和温泉病院デイサービスいさわ」（以下「運営推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 運営推進会議は、委員6名以上で構成する。

- 1 委員は、次に掲げる者のうちから事業者が委嘱する。
 - （1）利用者 1名以上
 - （2）利用者の家族 1名以上
 - （3）地域住民の代表 1名以上
 - （4）地域包括支援センターの職員 1名以上
 - （5）地域密着型通所介護事業について知見を有する者 1名以上
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（定足数）

第3条 運営推進会議の議事については、委員の過半数以上、かつ第2条1項第3号から第5号までに該当する者のうち過半数以上の出席をもって成立する。

（開催）

第4条 運営推進会議の開催方法は、次のとおりとする。

- （1）運営推進会議は、原則として6ヶ月に1回以上開催するものとする。ただし、委員などが必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催とする。
- （2）運営推進会議に、議長及び副議長を置く。
- （3）議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- （4）事業者は、事務局として運営推進会議に参画し、会議の議題説明と書記等を行なう。

(議題)

第5条 運営推進会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 運営方針に関する事
- (2) 活動状況の報告及び評価に関する事
- (3) 介護保険外サービスの費用負担に関する事
- (4) 従業員の資質向上に関する事
- (5) 事業所運営に関する事
- (6) その他に必要と認められた事項

(通知方法等)

第6条 運営推進会議開催の通知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議開催通知は、書面配布、事業所内掲示等により行なう。
- (2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

(記録の作成及び公表)

第7条 運営推進会議開催の議事については、開催の都度、報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに、事業所内において閲覧できるようにする。

(守秘義務)

第8条 守秘義務については、次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議の委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 運営推進会議の委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意無しに公表しない。

(報告)

第9条 運営推進会議開催の議事録については、各運営推進会議開催後、速やかに甲府市介護保険課に報告する。

(庶務)

第10条 運営推進会議の庶務は、事業所において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。